

ー臨床研究に関する情報および臨床研究に対するご協力をお願いー

現在、法医学講座では、本学で保管している法医学解剖で得られた情報等を使って、下記の研究課題を実施しています。

この研究課題の詳細についてお知りになりたい方は、下欄の研究内容の問い合わせ担当者まで直接お問い合わせください。なお、この研究課題の研究対象者に該当すると思われる方のご遺族の中で、法医学解剖で得られた情報等を「この研究課題に対しては利用・提供して欲しくない」と思われた場合にも、下欄の研究内容の問い合わせ担当者までお申し出ください。その場合でも研究対象者のご遺族に不利益が生じることはありません。

【研究課題名】 法医学解剖における死亡時画像診断の有用性評価のための死亡時画像所見と解剖所見の比較検討

【研究対象者】 2020年6月12日から2028年3月31日の間に、法医学講座にて法医学解剖を受けられた方

【利用している法医学解剖で得られた情報等の項目】

情報等：性別、年齢、身長、体重、生前の健康状態（既往歴・現病歴）、発症・受傷状況、発症・受傷後の臨床経過、発生場所の状況、解剖結果（死亡時画像診断所見、剖検所見、組織検査所見、血液生化学検査結果、中毒検査結果、死因、死因の種類、死後経過時間）

【利用の目的】 （遺伝子解析研究：無）

X線CT装置を使用した死亡時画像診断は法医学解剖での疾患や損傷等の診断の補助検査として用いられています。当法医学講座では2020年6月から法医学解剖室内に設置した遺体専用X線CT装置を用いて全ての法医学解剖で解剖開始時に死亡時画像診断を行っています。当法医学講座に保管している死亡時画像診断の画像と剖検の所見を比較することで、両者が一致する所見、死亡時画像診断が剖検よりも優れている点の解析が可能となり、死亡時画像診断の法医学解剖での補助検査方法としての役割が確認できます。本研究では、法医学解剖例の死亡時画像と剖検所見を比較し、身体各部位の損傷の検出率を算出し、法医学解剖の補助検査方法としての死亡時画像診断の有用性を明らかにします。

【研究実施期間】 倫理審査委員会承認後より2028年3月31日までの間（予定）

【この研究での法医学解剖で得られた情報等の取扱い】

本学倫理審査委員会の承認を受けた研究計画書に従い、法医学解剖で得られた情報等には氏名、生年月日等の情報を削り、個人が特定されることがないように加工をしたうえで取り扱っています。

【研究責任者、および、研究内容の問い合わせ担当者】

機関長：東京女子医科大学 理事長 清水 治

研究責任者：東京女子医科大学 法医学講座 教授・基幹分野長 木林和彦

研究内容の問い合わせ担当者：東京女子医科大学 法医学講座 木林和彦

電話：03-5269-7300（応対可能時間：平日9時～16時）